

静岡県公安委員会規程第12号

自転車運転者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月30日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

自転車運転者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

自転車運転者講習の実施に関する規程（平成27年静岡県公安委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第15号の規定による自転車運転者講習（以下「講習」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(講習対象者)</p> <p>第2条 講習の対象者は、<u>法第108条の3の5の規定により講習の受講を命じられた者とする。</u></p> <p>(講習の実施基準)</p> <p>第5条 講習の実施基準は、<u>規則第38条第15項に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 1回の受講者数は、原則として講習指導員1人につき3人までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(講習計画の作成等)</p> <p>第6条 講習実施責任者は、講習計画を<u>作成し、又は変更したときは公安委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(受講命令書の交付等)</p> <p>第7条 公安委員会は、<u>規則第38条の4の4の規定により自転車運転者講習受講命令書（規則別記様式第22の11の3。以下「受講命令書」という。）を交付するに当たっては、自転車運転者講習のお知らせ（出頭通知）（様式第1号）により通知するものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>自転車運転者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第16号に掲げる講習をいう。以下「講習」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(講習対象者)</p> <p>第2条 講習の対象者は、<u>法第108条の3の5第2項の規定により講習の受講を命じられた者とする。</u></p> <p>(講習の実施基準)</p> <p>第5条 講習の実施基準は、<u>規則第38条第16項に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 1回の受講者数は、原則として講習指導員1人につき3人<u>程度</u>までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(講習計画の策定等)</p> <p>第6条 講習実施責任者は、講習計画を<u>策定し、又は変更したときは公安委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(受講命令書の交付等)</p> <p>第7条 公安委員会は、<u>規則第38条の4の4第2項の規定により自転車運転者講習受講命令書（規則別記様式第22の11の4。以下「受講命令書」という。）を交付するに当たっては、自転車運転者講習のお知らせ（出頭通知）（様式第1号）により通知するものとする。</u></p>

2 (略)

(命令通知書の送付等)

第8条 公安委員会は、他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所を有する者に対し講習の受講を命令するときは、住所地を管轄する公安委員会に命令通知書（様式第3号）を送付するものとする。この場合において、被命令者に対して受講命令書を交付していないときは、併せて当該受講命令書を送付するものとする。

2 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から受講命令書の交付を依頼された場合において、被命令者に対し当該受講命令書を交付したときは、当該都道府県公安委員会に命令執行通知書（様式第4号）を送付するものとする。

3 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から交付を依頼された受講命令書を交付できなかったときは、命令書返送書（様式第5号）及び当該受講命令書を当該都道府県公安委員会に送付するものとする。

(終了証書の交付)

第10条 講習を終了した者が証明書の交付を求めてきた場合には、自転車運転者講習終了証書（様式第7号。以下「終了証書」という。）を交付するものとする。

(終了証書の再交付)

第11条 終了証書の交付を受けた者が、終了証書を亡失し、滅失し、又は棄損したことにより終了証書の再交付を求めてきた場合には、再交付申請書（様式第8号）により再交付の申請をさせ再交付するものとする。

2 (略)

(自転車命令通知書の送付等)

第8条 公安委員会は、他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所を有する者に対し講習の受講を命令するときは、当該都道府県公安委員会に自転車命令通知書（様式第3号）を送付するものとする。この場合において、被命令者に対して受講命令書を交付していないときは、併せて当該受講命令書を送付するものとする。

2 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から受講命令書の交付を依頼された場合において、被命令者に対し当該受講命令書を交付したときは、当該都道府県公安委員会に自転車命令執行通知書（様式第4号）を送付するものとする。

3 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から交付を依頼された受講命令書を交付できなかったときは、自転車命令書返送書（様式第5号）及び当該受講命令書を当該都道府県公安委員会に送付するものとする。

(終了証書の交付)

第10条 講習を終了した者が証明書の交付を求めてきた場合には、自転車運転者講習終了証書（様式第7号。以下「終了証書」という。）を作成して交付するものとする。

(終了証書の再交付)

第11条 終了証書の交付を受けた者が、終了証書を亡失し、滅失し、又は棄損したことにより終了証書の再交付を求めてきた場合には、自転車運転者講習終了証書再交付申請書（様式第8号）により再交付の申請をさせた上、再交付するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号を次のように改める。

年 月 日

様

静岡県公安委員会

自転車運転者講習のお知らせ（出頭通知）

あなたは、自転車運転者講習の対象者となったため、講習を受けるべき命令書を交付いたしますので、指定の日時に、指定の場所までおいでください。

1 出頭の日時及び場所

日 時	年 月 日 (曜日) 前 時 分 ~ 前 時 分の間 午 後 午 後
場 所	免許センター 号室 警 察 署 課 (電話番号 - - 内線 担当者)

2 持ってくるもの

- ・ 身分を確認できるもの
(例：個人番号カード、自動車運転免許証、学生証等)
- ・ 自転車運転者講習のお知らせ（この通知書）

3 注意事項

次の場合は、担当者まで必ず事前に電話連絡してください。

- ・ 指定日時に出頭できない場合
- ・ 当日、自転車運転者講習の受講を希望する場合

4 補足通信

様式第3号から様式第8号までを次のように改める。

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会

自 転 車 命 令 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の受講命令を決定したので通知する。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
命令理由	違反名： (年 月 日) (道路交通法 第 条第 項違反) 違反名： (年 月 日) (道路交通法 第 条第 項違反)
命令執行	受講命令書を被命令者に (・ 交付済) (・ 未交付) 貴公安委員会への命令執行依頼 (・ あり) (・ なし) 自転車運転者講習の実施 (・ 当公安委員会) (・ 貴公安委員会)
備 考	

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会

自 転 車 命 令 執 行 通 知 書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった自転車運転者講習の受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知する。

記

住 所	
被命令者	(年 月 日生)
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
備 考	

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会

自 転 車 命 令 書 返 送 書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった下記の者に対する自転車運転者講習の受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令書を返送する。

記

フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
備 考	

自転車運転者講習受講申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 16 号に掲げる自転車運転者講習の受講を申請
します。

手 数 料 欄

手 数 料 欄

第 号

自転車運転者講習終了証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、道路交通法第108条の2第1項第16号
に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

静岡県公安委員会 印

附 則

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の自転車運転者講習の実施に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の自転車運転者講習の実施に関する規程の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。